

# ロンドンのクラフト・ギルド にみる相互扶助の側面

出 羽 秀 明

The Aspect of Mutual Help in the Craft-Gilds of Medieval London

Hideaki Dewa

## (1) はじめに

中世、クラフト・ギルド Craft Gild は経済・社会・政治・宗教的など極めて多様な機能を果たしていた。クラフト・ギルドは同職 mystery, craft であることを結合の契機とした団体であり、従ってその最大の関心は営業規制や品質規制など、いわゆるギルド規制と呼ばれる経済的規制がその中心であった。こうした経済的機能をはじめとして、クラフト・ギルドは親方と徒弟・奉公人、親方と親方、異なるギルドの親方間の紛争の防止・調停といった社会的機能、都市当局による都市統治の手段としての政治的機能、さらに聖体祭への参加、葬儀・ミサへの出席などの宗教的機能を果たしていた。

これまで、クラフト・ギルドについての研究は、L. Brentano に始まり、C. Gross, W. J. Ahley, T. Smith らによるその起源と発展の歴史、G. Anwin による社会的組織体としてのクラフト・ギルドの変遷を考察するものなど、主として経済・法制的側面から検討が加えられてきた。<sup>1)</sup>また、最近では都市史の研究の一環としてギルド史に关心が向けられつつある。<sup>2)</sup>

周知のように、ロンドンのクラフト・ギルドは13世紀後半に同職者のフラタニティ Fraternity を母体として発生し、14世紀に市制と結びついて成熟し、さらに14世紀末以後王権と結合してリヴァリー・カンパニー Livery Company として上昇・発展した。クラフト・ギルドがもともとフラタニティから発生したものである限り、そこには宗教・社会的側面が付随していたであろうことは予測される。事実、経済組織たるクラフト、あるいはミステリーと宗教・社会組織たるフラタニティ、あるいはブラザーフッドは表裏一体の関係にあり、フラタニティの相互扶助、救貧という社会的活動はクラフト・ギルドの果たした重要な機能であった。本論は、ギルド研究においてこれまで余り顧みられなかったギルドの相互扶助、救貧といった社会的側面に焦点をあて、ギルドの諸機能の中でどのような地位を占め、時代と共にどのように推

移したかをギルド規約により検討したものである。

- 1) L. Brentano, On the History and Development of Gilds and the Origin of Trade Unions. in T. Smith, English Gilds. Oxford, 1870. C. Gross, The Gild Merchant. 2 Vols. Oxford, 1890. T. Smith, English Gilds. Oxford, 1870. W. J. Ashley, An Introduction to English Economic History and Theory. 2 parts, 1888-1911. G. Unwin, Gilds and Companies of London. London, 1963. do., Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. Oxford, 1904.
- 2) 例えば, C. Phythian-Adams, Desolation of a City: Coventry and Urban Crisis of the Late Middle Ages. Cambridge, 1979.

## (2) フラタニティーの形成

12世紀、ロンドンでは織布工や魚商などのクラフト・ギルドが設立されていたが、クラフト・ギルドが本格的に設立され始めたのは13世紀後半以降であった。それ以前にはフラタニティと呼ばれる団体が数多く形成されていた。

9世紀以前のイングランドにおけるギルドの存在については明らかではないが、既に、Ine, 及び Alfred の法典では家族より規模の大きい一群の人々を意味する 'gegildan' の語が使われていた。<sup>1)</sup> おそらく、アングロ・サクソン時代を通じてギルドは良く知られた団体で、ロンドンをはじめ幾つかの都市にフリース・ギルド Frith Gilds, 及びクニフト・ギルド Cniht's Gilds, Knighten Gilds と呼ばれたギルドが存在していた。アングロ・サクソンの住民の間で組織されていたこれらのギルドは、9世紀以降、10世紀前半 Æthelstane の治世までには存在し、平和の維持、窃盗の防止、病人や貧者の救済、死者の靈のためのミサを行うなどフラタニティとしての性格を持っていた。<sup>2)</sup> Æthelstan の治世に作成された「ロンドン市法令集」Judicia Civitatis Lundoniae には、ギルドの規約とみなされる規定が含まれている。10世紀半ば頃に、ロンドンとその周辺地域で窃盗を阻止することをその主たる目的とした1つの組織が存在しており、成員の寄付を受け取り、共同の資金を管理した役人がいた。毎月、宴会を開き、その残り物を貧しい者に施した。成員の何人かが死亡したら、そのギルドの兄弟は死者の靈のために一塊のパンを提供し、30日以内に50回のミサを詠唱、又は唱わしめることを命じられた。そして、窃盗の追跡に関する成員の義務が詳細に示された。財産を失った、そしてそれが盗まれたことを示すことができた成員は、共同の資金から 'ceapgild' と称する定められた割合での代償額を要求することができた。<sup>3)</sup> ロンドンのフリース・ギルドについての史料はこれのみであり、この組織が存在し続けたという証拠も、またそれがロンドンの初期の組織にいかなる影響を及ぼしたかも不明であった。

Cambridge, Abbotbury, Exeter, Woodbury では、現存する最古のギルド規約を持つ、「thanes'gild of Cambridge」, 「Orcy's gild at Abbotbury」, 「the brotherhoods at Exeter」,

「the brotherhoods at Woodbury」のギルドが繁栄していた。これらのギルドは宗教的因素がその核となっており、成員が望んだ主たる目的はその靈の救済にあった。Woodbury のギルドはその成員に司教を、Exeter は聖堂参事会員を含んでいた。宴会を開くこと、聖歌を詠唱すること、死者を墓に送ること、入会の宣誓をすること、義務を怠った、そして成員としてふさわしくない行動をとった場合の科料、共同の基金箱への寄付金、貧窮時の相互援助、morgen-spaec (morning speech) と呼ばれた四季集会など、後のギルドが有したすべての規定がこれら4つのギルドの規約にみられた。

アングロ・サクソン時代、最初に広く普及したギルドの1つのクニフト・ギルドは9・10・11世紀に幾つかの主要都市に存在した。'cnihts' はもともと年少者、召使いを意味する語であったが、Exeter や Cambridge の法令では一種の下位の成員として使用され、それは単なる召使いではなく武装した従者を意味し、後に市民を意味するようになった。

ロンドンの「Anglica Cnihtene-Gild」は影響力を持ったギルドで、Edward 懲悔王の特許状によれば、その起源は Canute、さらに Edgar 王の時代に遡り、少なくとも1世紀の間継続した<sup>4)</sup>。Edward の特許状に続いて、William I・II世、Henry I世から、15人の市民からなる人々にそのギルドが Edward の時代に有していたギルド、土地、慣習を追認した特許状を付与された。1125年に宗教的因素を維持することを動機に、土地を Aldgate の Holy Trinity 教会の司祭とその聖堂参事会員に寄贈し、解散した。

Winchester と Canterbury においてもクニフト・ギルドが存在した。Winchester では、懲悔王時代におそらく後の商人ギルドの先駆となったギルドが形成されていた。Henry I世が Winchester について1110年頃編纂した調査を収めた Winton Domesday には、「cnihts が彼らのギルドを祝って乾杯する習わしであった cniths たちの集会所があった。彼らはそれを Edward 王より自由に保有していた。」と記された。Canterbury では、1110年頃にはクニフトによって組織された「the Society of the Chapman's Gild」が存在していた<sup>5)</sup>。これらのギルドは基本的に14世紀の教区ギルドのように社会・宗教的特徴を持っていた。

こうしたギルドの存在は、フラタニティ、ないしはギルドといった共同団体的な観念がノルマン征服以前、他の都市と同様にロンドンでも認識されていたことを示している<sup>6)</sup>。

フラタニティは、多様な側面を持つ任意団体であったが、その起源であるアングロ・サクソンギルドが有していた社会的側面をもつと同時に、その多くが修道院、教会などを中心に形成され、その祭壇に燈明を維持し、死者の埋葬・葬儀、死者や生者の靈魂のためのミサや祈祷などの宗教的務めを果たすために司祭を維持するなど、宗教的側面も欠かさず持っていた<sup>7)</sup>。

12・3世紀、ロンドンでは各種のフラタニティが形成され、それによって「蜂の巣状にされた」といわれるほどになっていた。その中には、1179-80年に国王の許可なく組織したことにより罰せられ、「不義のギルド」 adulterine gilds と宣告された18のフラタニティが存在していた<sup>8)</sup>。この不義のギルドには金細工師、胡椒商、毛織物仕上工、肉屋の同職者を中心とする4つ

のフラタニティ，この時期に進められたロンドン橋の再建のための寄付金を割り当てる目的とする「橋のギルド」Gilds of Bridge の 5 つのフラタニティの他，「The Gild of Which Goscelin is Alderman」といった名の 7 つのフラタニティ，「Gild of St. Lazarus」，「Gild of Haliwell [Holywell?]」の 2 つの宗教的フラタニティが含まれていた。後の食料品雑貨商は，この胡椒商のフラタニティを継承したものであると正式に主張することはできなかつたが，Fraternity of St. Antonio を形成していた。そして，金細工師のフラタニティは，おそらく 1272 年に存在した the Fraternity of St. Dunstan と同じであったと思われ，この年その監事に礼拝堂の修理のために財産が遺贈された。<sup>9)</sup>

この時期に馬具工，毛皮屋，絹物商，塩商，馬具金物師，指物師など同職者を中心とする多くのフラタニティが形成された。Chepe 街の北西角に店舗を構えていた馬具工は，12世紀には St. Martin's le Grand なる共住聖職者団聖堂 collegiate church に属するフラタニティを形成していた。その統括者は alderman と呼ばれ，後の監事にあたる 4 人の echevins がそれを支えた。毛皮屋の Fraternity of Corpus Christi，絹物商の Fraternity of the Mercery，洋服仕立屋の Fraternity of St. John the Baptist は，おそらく 13世紀初めには存在し，その世紀の末までには強力な組織となっていた。Bread 街に集住した塩商は，他の職業従事者とともに All Hallws 教会を中心とする Corpus Christi のフラタニティを形成していた。その起源は明らかでないが，1349 年に存在していたことは確かであった。洋服仕立屋のフラタニティは，1300 年にすべての成員にかわり巡礼に行く者として Henry de Ryall を選出した。1376 年までその組合長は 'Pilgrim' と呼ばれた。<sup>10)</sup> そして，毛織物商は Fraternity of St. Mary of Bethlehem，塗装工は Fraternity of St. Luke と結びついていた。<sup>11)</sup>

1) L. Brentano は，ギルドを 'Gild' meant originally the sacrificial meal made up of the common contributions; then a sacrificial banquet in general; and lastry, a society. としている。L. Brentano, op. cit., p. lxviii.

2) G. Unwin, The Guilds and Companies of London, pp. 18-9. London, 1908. C. Gross, op. cit., I, p. 178.

Bretano は，「Frith Gilds は家族内の貧困や疾病に対する相互扶助，殺人や障害に対する復讐，窃盗に対する告訴などの機能を果したゲルマン民族の家族にその起源が求められ，ゲルマン民族の移動・定住後，家族はその機能を弱め，相互扶助のための「兄弟団的結合」brotherly banding が結成された。」としている。L. Brentano, ibid., p. lxviii.

3) G. Unwin, ibid., pp. 18-9. C. Gross, ibid., I, pp. 178-181.

Gross は，「これは真の意味でのギルドの規約ではなく，おそらく法令での 'gegilda' の語は，Ine と Alfred の法典におけるのと同じ意味で用いられていると推測される。」としている。Gross, ibid., I, pp. 178-181.

4) G. Unwin, ibid., p. 24. F. Armitage, The Old Guilds of England, pp. 124-5, 1918.

5) C. Gross, ibid., II, p. 37. I, p. 1188. n. 4.

6) C. Gross, ibid., pp. 2-5. E. Lipson, The Economic History of England. vol. I, p. 266. London, 1959.

- 7) T. Smith は、相互扶助や慈善の面を、H. F. Westlake は宗教的救済の面を強調する。T. Smith, English Gilds. pp. iv-v. Oxford, 1870. H. F. Westlake, The Parish Gilds of Medieval England, London, 1919. pp. 39-40. E. Lipson は、フラタニティを「the gild in its religious and social aspects」としている。E. Lipson, ibid., vol. I, p. 340.
- 8) G. Unwin, ibid., chap. iv, pp. 49-50.
- 9) R. R. Sharp, Calendar of Wills Proved and Enrolled in the Court of Husting, London. Part I, p. 14. London.
- 10) R. T. D. Sayle, A Brief History of the Worshipful Company of Merchant Taylors. p. 56, 1945. The Early History of the Guild of Merchant Taylors' Company. ed. by C. M. Clode, part I, London, 1888.
- 11) 毛織物商のフラタニティは1418年の規約の前文によれば、1332年に設立されていた。The History of the Worshipful Company of the Drapers of London. ed. by A. H. Johnson, vol. I, p. 263, Oxford, 1914.

### (3) フラタニティの機能

中世の職人は敬虔で祈りをよく行った。彼らはその遺書で、自己、妻、子供、親戚らの靈の安寧のためのミサや祈祷、礼拝堂の維持を願って財産の一部をフラタニティに遺贈した。来世における苦痛は、この世に生きている人々の祈りやミサによって和らげられる信じた。永代祈祷料を支払う余裕のない者は、自分の死の翌年か、あるいは数年後に一定数のミサを挙げてもらうだけで満足しなければならなかった。しかし、比較的小額を支払ってフラタニティに加入することによって、永久の利益を確実に手にすことができた。フラタニティの構成員は、互いに同胞、兄弟、姉妹と呼び、時には死者が成員となることもあった。1346年にかけて Soper 通りに住んでいた香料商 Geoffrey de Halliwell の息子 Lawrence は、そのフラタニティの集会で、銀製の聖餐杯と司祭の聖衣などを寄贈した。それは、父親をフラタニティの成員として登録し、その靈のために祈りを捧げてもらうためであった。<sup>1)</sup> 1154年のものとされる馬具工と St. Martins-le-Grand の聖堂参事会員との間の同意によれば、「馬具工は St. Martin の祝祭日にともにミサに出席し、慈善金と小蠟燭を提供すること。死亡した成員の葬儀は St. Martin 教会で行い、弔鐘を鳴らすために 8d. を支払うこと。聖週間の間の決められた日に、1つは生者、1つは死者のための 2つのミサで個人名により、別々に祈りを捧げられること。」とされた。<sup>2)</sup> この同意では、慈善金の語句を除いて宗教的側面を中心としたフラタニティの姿が示されていた。

クラフトがこうした宗教的色彩を帯びた動機の一つは、宗教による精神的紐帶だけでなく、宗教的権威による保護と援助を確保することにあった。司教代理法廷 Court of the Commissary に規約を登録し、規約に違反した者は宗教裁判所に召喚された。<sup>3)</sup> 拍車工の規約は宗教的権威によって承認され、塩商はフラタニティへの加入に際して宣誓を行ったが、その誓いを破った者は教会裁判所によって処罰された。クラフト・ギルドの形成は都市の利害に反するもので

あり、市当局はそれを禁圧する方向にあった。1202年に市長と市民は織布工ギルドの廃止を国王に請願し、そのために60marksを支払った。フラタニティはクラフト・ギルドの隠れ蓑であった。

フラタニティの活動は専ら宗教的側面にのみ限られていたのではなかった。織布工は、1155年のクラフト・ギルドの特許状に先立って自発的な組織を持っていた。1300年に市政府の承認を受けた規約で、それよりも遙か昔から存在したと主張していた。その後その組織は消滅し、1378-9年に*the Assumption of our Lady*の名により若干の若い男女によってフラタニティが再編された。そのフラタニティの規約はほとんどすべての点で教区ギルドのものと同じで、宗教的な側面と世俗的な相互扶助の内容を持つものであった。宗教的側面では、教会、ミサへの出席、灯明の護持、埋葬への出席、司祭の維持などが、相互扶助では病人、貧窮者の救済、共同募金箱の設置などを定めた。この規約には職業的な規定は含まれていなかった<sup>4)</sup>。洋服仕立屋の監事は、1376年までフラタニティの「慈善金の調達者」*purveyors of alms*と呼ばれていた。

毛皮屋は住民が毛皮をまとっていた頃から繁栄した職業で、イングランド各地や大陸からロンドンにもたらされた毛皮を衣服に仕上げていた。すでに1132年にHenry I世から「彼らの先祖がChilterns, Middlesex, Surreyで享受していた狩猟権」を追認する特許状を付与されていた。

おそらく13世紀初めに存在したWalbrook区のDowgate Hill通りに建つ教区教会St. John the Baptistに属する毛皮屋のフラタニティは、その後14世紀に入り「ロンドン市の名誉ある団体」によってFraternity of Corpus Christiとして再編された。このフラタニティも同じ教会を中心としており、その教会の祭壇からその名をとっていた。1人の司祭を維持し、その構成員の中には12人の成員の妻、娘、そして死亡した女性が含まれ、さらに毛皮屋だけでなく、若干の皮鞣工、毛皮商、家具屋といった職人も含んでいた。St. John the Baptist教会との関係は古くから極めて密接で、しばしばその遺書の中でその教会や教会付属の墓地に埋葬するよう指示したように、そこは多くの成員の埋葬場所であった。カンパニーの記録におけるFraternity of Corpus Christiへの最初の言及は、1392年4月20日付の二番目の特許状においてであったが<sup>5)</sup>、1361年に毛織物商Richard de Essexの遺書で毛皮屋のフラタニティへの遺贈が記され、1391-2年に毛皮屋のWilliam Powerはフラタニティの司祭の援助に100s.を遺した<sup>6)</sup>。

しかし、1332年には60人の毛皮屋のうち32人が属していたのみで、14世紀半ば過ぎには、このフラタニティとは別に毛皮屋のヨーマン yeomanから構成されたFraternity of Our Lady the blessed Virgin Maryが存在していた。このフラタニティの設立がいつであったのか明らかではないが、1398年よりずっと以前に存在していたことは確かであった。雇職人の組合であるヨーマンのフラタニティは、ロンドンのギルドの初期の歴史においてしばしば見られた。このフラタニティの役員は4人の監事と16人の成員によって構成された。しかし、彼らはCorpus Christiのカンパニーの組合長、監事、及び16人の指示のもとに活動しなければならなかった。このフラタニティにも女性が含まれ、リヴァリーを着用した。女性は単に死亡した夫の権利を

引き継いだ寡婦としてだけでなく、夫人や独身者でも加入できた<sup>7)</sup>。

1452年に Corpus Christi の組合長、監事、及び16人の助言によって作成された毛皮屋の Fraternity of Our Lady the blessed Virgin Mary の規約には、司祭、及び貧困に陥った成員の慈善の規定が含まれていた<sup>8)</sup>。また、1472年の規約は典型的なフラタニティの規約で、「組合のすべての成員は、書記からの通知を受けたら、亡き兄弟・姉妹の命日にリヴァリーのフードを持って出席すべきこと。欠席の場合にはワックス1ポンドを拠出すべきこと。St. John 教会の礼拝堂に5本の小蠟燭を維持すべきこと。兄弟・姉妹、及び成員の妻が死亡した時、その葬儀とミサに6本の新たな灯明と2本の小蠟燭を灯すこと。すべての成員はその埋葬とミサに出席すべきこと。フラタニティの何人かが市外で死亡したら、監事はフラタニティの費用で埋葬すべきこと。フラタニティの何人かがロンドン市から7マイル以内で死亡したら、その死骸をロンドン市に運ぶこと。」といった多くの宗教的規定の他に、「いかなる災難、病気、又は他の何らかの原因でフラタニティの何人かが貧困に陥ったら、その者がフラタニティに7年間おり、その間に義務を果していたならば、監事の判断によってフラタニティの慈善金から週14d.、そして貧困の間、毎年フラタニティのリヴァリーのフードを受け取ること。もし、フラタニティの何人かが、妬み、欺き、憎しみによって過って投獄されたら、その者がフラタニティに7年間おり、その間に納めるべき税を支払い、義務を果していたならば、監事の判断によって災難を受けている間、週14d. を受け取るべきこと。」との相互扶助、慈善の規定が含まれた。<sup>9)</sup>

1) Some Account of the Worshipful Company of Grocers. ed. by B. Heath, p. 49. London, 1869.

2) Unwin, op. cit., pp. 53-4.

3) Unwin, op. cit., p. 92. 1344年にある財布製造工は、ある価格以下で商品を販売してはならないとの誓いを破ったかどで、宗教裁判所に召喚されたとの不満を裁判集会 Husting に訴えた。

4) Unwin, op. cit., p. 139.

5) Records of The Skinners of London. ed. by J. J. Lambert, pp. 13-31, 1933.

6) R. R. Sharp, Calender of Wills, II, pp. 30, 292.

7) 1371年の毛織物商の規約において女性の成員への言及がみられる。A. H. Johnson, op. cit., p. 105.

8) J. J. Lambert, ibid., p. 86.

9) J. J. Lambert, ibid., pp. 87-92.

#### (4) クラフト・ギルドへの転化

職業的目的を追求する同職者の団体であるクラフト・ギルドは、イングランドでは Henry I 世の治世に出現しはじめ、12世紀後半以降着実に増加した<sup>1)</sup>。

ロンドンでは12世紀半ばに前述の3つのクラフト・ギルドが存在していた<sup>2)</sup>。しかし、ロンドンで本格的にクラフト・ギルドが形成されたのは13世紀後半からであった。13世紀半ば以降、

周知の毛織物生産の発展と羊毛輸出の増大、そしてバルト海、及びスペイン貿易の興隆による海外貿易の伸展は、ロンドンをはじめとするイングランド諸都市の工業の興隆を引き起こした。こうした経済発展は社会的分業を著しく進展させ、職業の分化は諸クラフトの分化を生んだ。15世紀初め、醸造業者がそのホールを貸し出すために作成したリストによると、「古くから機能し、その時に依然として存続していた」クラフトは111職種にものぼった。<sup>3)</sup>こうした夥しい数の職業は、特に同一産業内部の他の職業との間で、その職域をめぐって相互に競合するようになり、クラフト間、及びその成員間の紛争を頻繁に引き起こした。<sup>4)</sup>

こうした状況の中で、それぞれのクラフトは独立性を維持し、その経済的利益を確保するための規約を作成した。1261年の馬具金物師に続き、キャップ製造工、縮絨工らが市政府の承認を得て次々に規約を制定していった。ギルドが市民権の取得に関与することとなった1319年のEdward II世の特許状はクラフト・ギルドの形成を促進した。<sup>5)</sup>

クラフト・ギルドの多くは基本的に同職者のフラタニティに起源をもち、それが転化したものであった。次に示す食料品雑貨商ギルドの規約は、フラタニティがミステリーを吸収、一体化したことを示す明確な例で、フラタニティが職業的目的やそのための規定をもつてクラフト・ギルドの形成が進んでいった事を示している。<sup>6)</sup>

食料品雑貨商ギルドは、もともと胡椒商 Pepperer、あるいは香料商 Spicerer の名のもとに結成されたフラタニティに起源をもっていた。このフラタニティは、すでに前述の「不義のギルド」の中に見いだされていた。その後、Edward II世の治世に入り、1315年にこのフラタニティは規約によって管理・運営されるようになった。その規約は、「Soper通りの胡椒商の規約」*Ordinatio Piperorum de Soper-Lane* の標題のもと、ロンドン市長の同意によって、John de Gisors、Nicholas de Farindone らが「すべての人々の共通の利益のために」作成したものであった。1345年6月12日にCheapsideのSoper通りで胡椒商の職を営む22人が、Bury St. Edmund 修道院長のロンドンの館で晩餐をとるために集まり、St. Antonin の名においてフラタニティ設立の詳細を定めた。この宴会で彼らはRoger OswynとLaurence de Halywelleの2人を最初の組合長、ないし監事として、そしてその時代の宗教的慣習に従って、彼らの靈魂の安寧のための儀式を執り行う1人の司祭を選出した。この時に定められた規約には、「このクラフト、即ちSoper通りの胡椒商、又はCheap区の香料商、又はいかなる所に住むそれらのミステリーの他の人々も条件に適しない者はフラタニティに加入し得ない。そして、その加入に際しては少なくとも13s. 4d. を支払うべきこと。また、加入するすべての者は、後に記される事項を遵守する義務を負うものであり、永久に、今後同意したように、違反の場合には、そのフラタニティの維持・運営のために監事に罰金を支払うべきこと。」が記された。そして、「毎年5月のSt. Anthony's dayには、フラタニティに加入し、ロンドンにいるすべての人々はSt. Anthony 修道院に来たるべきこと。莊嚴ミサに最初から出席し、それぞれ1d. を提供すべきこと。不参加の者は12d. を支払うべきこと。もしフラタニティの何人かがロンドンで死亡したら、すべ

ての者は彼の葬儀に埋葬が終るまで参列すべきこと。それを通知され、出席しなかった者は12d. を支払うべきこと。ロンドン市外で死亡した時にも同じ方法をとること。フラタニティの何人かが死亡し、彼の地位に応じて彼を埋葬するのに充分なものを遺していないことが生じたら、フラタニティの名誉のために共同の慈善金で埋葬すべきこと。それを通知され、葬儀と埋葬に欠席した者は前に言及したように12d. を支払うべきこと。」との宗教的規定が定められた。

また、集会、役員の選出、入会に関する規定については、「監事によって指定された日に、ロンドンにいるすべての者は共に集まるべきこと。そして共に語り合い、晚餐をとるべきこと。その晚餐後、2人の監事が次期の2人の監事を選出し、組合の基金などを引き渡すこと。前述の晚餐と司祭の維持のためにすべてのリヴァリーは3s. 6d. を、ロンドンにいない者は2s. 6d. を支払うべきこと。もしフラタニティに入会を望む者で、評判が悪かったら、監事とカンパニーの同意によって受け入れられるべきでない。そして、後にいかなる悪行であれ生じたならばフラタニティを追放すべきこと。」とされ、さらに、「もしもロンドンでフラタニティの何人かがその権利を侵害されたならば、フラタニティのすべての者は彼と共に行き、事実に従って権利を回復すべきこと。そして行かなかつた者は以後に記される慈善金を支えるためにフラタニティの共同の基金箱に12d. を支払うべきこと。」「もしフラタニティの何人かが不当に紛争に巻き込まれたら、最良の立場に回復し、彼の名誉を維持すべく同じように彼とともに行くべきこと。知らされ、共に行けなかつた者は前述と同じ方法で12d. を支払うこと。」が定められた。徒弟に関しては、「フラタニティのいかなる者も、今後、徒弟を採用しようとする時には、その徒弟を受け入れる前日に共同の基金箱に20s. を支払うべきこと。そして、すべての徒弟は、親方のもとを離れフラタニティに加入しようとする場合には監事に£20を支払うべきこと。そして、彼は後に生ずるかもしれない悪行に備えて、然るべき保証人を立てること。」とされ、その後にリヴァリーについての詳細な規定が定められた。そして、「フラタニティの何人かが、海上の冒険、商品の値上がり、借金、抵当、または他の不運によって貧困に陥ったならば、監事とカンパニーは、彼の状況に従つて、もし彼が援助を必要とするならば、…共同の基金で救済されるべきこと。」「フラタニティの何人かがその遺書を作成する時、彼は彼の状況、境遇、及び自由意志に従つて、フラタニティとその慈善金を支えるために共同の基金箱に彼が決めたところのものを遺贈しうること。」との相互扶助・慈善に関する規定が定められた<sup>7)</sup>。

この規約で、権利侵害、徒弟採用の入会金に関する規定は直接職業に関係し、貧困に陥った成員の救済に関する規定で職業との結びつきを思わせる語句が見られているが、それらは慈善金と関係しており、ほとんどが葬儀、ミサ、救済、慈善といった社会・宗教的な規定によって構成され、完全にフラタニティの規約であった。フラタニティは最初にミステリー内の特定の人々によって結成されていた。しかし、フラタニティの成員が増加するにつれて、その成員はミステリーのそれと同一視さるようになった。1373年にこのフラタニティの成員は124人を数

えた。食料品雑貨商とともに早くに富と勢力を得ていた絹物商のフラタニティも極めて古くから存在した。1347年にロンドンの Mercery のすべての善良な人々の集会で、「ミステリーの共同の利益のために」規約が定められ、その中の司祭、及び貧者の救済に関する規定は、ミステリーのフラタニティとの一体化を示していた。

- 1) 12世紀初め Winchester, Lincoln, Leicester などに織布工や縮絨工のクラフト・ギルドが存在し、 Oxford の靴職人のギルドは1131年に再建された。E. M. Carus-Wilson, Medieval Merchant Venturers. pp. 225-6. A. E. Bland, P. A. Brown, and R. H. Townley(ed.), English Economic History, Select Document, p. 114. 他。E. Lipson はクラフト・ギルドを「通常市壁内に住み、同じ職業に従事した熟練職人の団体」としている。E. Lipson, op. cit, I, p. 308.
- 2) 織布工は、1155年に Henry I 世から特許状を付与され、その後 Henry II 世によってそれを追認された。その特許状では、職業の独占権、役員の選出権、国王への上納金の徵収権、さらに成員の負債、契約、誓約その他の違反行為に対する訴訟に対して毎週裁判を行うコート court を開く権利が認められた。また、同じ年にパン屋も設立を認可され、魚商とともに裁判を行った集会所 Hall-moot を所有した。Unwin, op. cit., p. 44.
- 3) Unwin, op. cit., pp. 370-1. 同じ頃、York でも組織体をなしていたものとして67のミステリーが数えられた。Sellers, 1918, pp. xl-xli.
- 4) 1327年に馬具工と指物師、塗装工、馬具金物師との間で、また毛織物関係のクラフトのビュレラー Burellers と織布工との間でも、「非成員たるビュレラーが織布業を行っている。」として紛争が生じていた。G. Unwin, Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. pp. 22-37. Oxford, 1904. Calendar of Letter Books, Preserved Among the Archives of the Corporation of the City of London. E. ed. by R. R. Sharp, pp. 291-6. and D, p. 113.
- 5) 市民権は、「店舗を開き、小売りで売買し、市壁の内部に住む権利」であった。Letter Book. D, pp. ii-iii. Edward III 世の治世の間に、市長と市会から役員の選出、規約の制定権を与えられたクラフトは25から88に増大した。Letter Book. E. p. 232.
- 6) この胡椒商の組合は、後に綱商人、薬屋を吸収し、1376年以降食料品雑貨商 Grocer の名称を用いようになった。その取扱い商品は極めて広範かつ多様で、胡椒を中心とする香料の他、薬種薬剤、外国産のゴム、その他樹脂、糖蜜、染料、鉱物、金属、麻・綿・羊毛、及び毛織物、油類にまで及んだ。S. Thrupp, The Grocers of London, in E. Power & M. M. Postan, eds., Studies in English Trade in the Fifteenth Century, pp. 250, 272.
- 7) B. Heath, op. cit., pp. 44-48.

## (5) クラフト・ギルドの相互扶助機能

クラフト・ギルドの規約は、一貫して商品の品質・価格の維持、及び労働日・時間の制限など世俗的な経済規制に関するものが中心であった。

商品の価格を規制する規定は、桶屋の規約をはじめ多くのギルド規約にみられた。石灰製造者の規約では、「或る価格以下で商品の販売を企てた者は市民権を剥奪し、投獄する。」とされた。品質維持については、1303年に製靴工は、不正な皮革の使用を禁止し、検査のために信頼

しうる4人を選出する規定を定めた。品質維持のために検査役を置く規定はほとんどのギルド規約に含まれた。<sup>1)</sup> 労働時間・日の規制も多く、馬具金物師をはじめ刃物工の規定などにみられた。

こうした規約は、ギルド組織が成熟するにつれて内容が豊富になり、徒弟制、工賃規制、販売規制、役員の選出規定、裁判権などの規定が盛り込まれるようになった。1300年の織布工の規約では、「7年間の徒弟修業の制度を守ることを要求し、市長の監督のもとで彼らのクラフトに属するすべての問題に関して正規の裁判権行使する権限」を与えていた。<sup>2)</sup> 同じ年に製革工は、「市長の Elyas Russel と出席の市参事会員、そして製靴工のクラフトの公正で合法的な人々によって同意・付与された」規約を制定し、詳細な工賃規定を定めた。<sup>3)</sup> また、1365年の毛皮屋の規約では、居住・労働場所の規制とともに裁判権と投獄の権利が認められた。<sup>4)</sup>

販売に関する規定もみられるようになり、1373年の製箱工 Coffreres の規約では、「不正な仕事を検査し、能力に欠ける職人が仕事に就くのを防止するために、ミステリーの2人の監事と Surveyors が指名される。親方はその技能を監事によって証明される前に徒弟を採用することを禁止する。」との規定に加えて、「何人も、他人に損害を掛けて先買ひしてはならない。」との先買ひ禁止の規定が定められた。<sup>5)</sup> また、1366年の食料品雑貨商の規約では仲買い Broker の規定が定められ、「仲買いは彼自身、及び他人の商品を彼の家で販売してはならない。」とされた。<sup>6)</sup> 1405年の毛織物商の規約では、「よそ者の商人はロンドン市内で他のよそ者の商人と売買してはならない。違反した場合にはその商品を没収する。…毛織物商の組合長とクラフト、及びその後継者は、Blakwelhall で販売するためによそ者商人によって運び込まれたすべての種類の毛織物を検査するための管理者 Custos を1人指名する権利を持つ。」ことが定められた。<sup>7)</sup>

こうした広範に及ぶ経済的規約に基づいて、同職者のフラタニティは次第にクラフト・ギルドとしての性格を明確に持つようになった。1328年にロンドンには少なくとも25のクラフト・ギルドが存在し、半世紀後にそれは48にも増大した。<sup>8)</sup>

こうしたギルド規約では、All Hallows 教会で灯す蠟燭の提供を命じられた明礬鞣皮工 White Tawyers の規約のように、宗教的側面に直接言及した規定はその初期において例外と言えるほど少なかった。しかし、このことはギルドが純粹に世俗の経済的機能のみを果たしていたことを意味するものではなかった。ギルド規約は市政府の承認を必要とし、組織は市政府の統制のもとについたが、宗教的側面は教会権力のもとについたが、世俗権力の市政府の承認するところではなかった。貧困者、病人の救済という世俗的な相互扶助・慈善に関する規定は多くの規約に見られ、クラフト・ギルドにおいても依然として重要な地位を占めていた。

1261年に市政府の承認を得た馬具金物師の規約には、「クラフトに入会したよそ者は、慈善箱 alms-box に 2 s. を支払うべきこと。」との規定があった。それは貧困に陥ったミステリーの善き人々の救済のために、ミステリーの監事によって徴収された。慈善箱はフラタニティの主たる特徴で、金細工師のフラタニティに委ねられたお金は、しばしばその救護院 Alms of

St. Dunstan に遺された。塗装工の新規加入者は、ミステリーの貧しい者を支えるために 2s. をミステリーの団体に与え、違反には科料が課され<sup>9)</sup>、製靴工の徒弟は、生計の手段のないクラフトの貧困者に 2s. を支払わねばならなかつた。大工のギルドは 1333 年の規約で、「もしも、いかなる兄弟、姉妹が不運にも貧困に陥つた、又は病気になつたならば、…彼が病気になつた後 2 週間、週 14d. を、又ギルド集会に出席する際に、恥ずかしい思いをさせないように、彼の貧困の間、不幸な兄弟は共同の費用でリヴァリーを受け取るべきこと。」を定めた。

こうした相互扶助は成員のみに限られなかつた。奉公人や成員の妻もその対象とした。明礬鞣皮工は、高齢、又は病気で貧困に陥つた成員に週 7d. を与えたばかりでなく、「彼の死後、もし妻がおり、その妻の評判が良く、品行良く振舞い、再婚しない限り、生計を維持するため彼女は週 7d. を与えられる。」との規定を定めた。<sup>10)</sup> 小袋製造工の 1349 年の規約では、よそ者の入会、奉公人や雇職人の引き抜き、徒弟採用といった職業的規定に加えて、「もし、親方に對して申し分なく、そして忠実に振舞つてきたミステリーの奉公人が病気になり、彼自身生活を維持できなくなつたら、彼は生活ができるようになるまで、善き人々によって救済されるべきこと。」との規定が含まれた。<sup>11)</sup> また、1365 年のガラス工の規約でも、よそ者、徒弟採用といった経済的規定が列記されていたが、「もし、合法的に彼の親方に仕えてきたいかなる奉公人が病気に、又は貧困に陥つたら、彼はミステリーの人々によって維持されるべきこと。」との奉公人に対する扶助規定が含まれた。これらの規定で、奉公人の扶助を親方ではなく、ギルド成員がなしたところに相互扶助的側面をみることができる。<sup>12)</sup> こうした病気の奉公人を救済する規定は、1355 年のズボン吊り製造工の規約にもみられた。

ただ、毛織物商や理髪・外科医のギルドのように、その扶助を成員の経験年数で制限したり、役員経験の有無によって差別するものもあった。「もしも、7 年の間このフラタニティの成員であつたいかなる兄弟が、たまたまトラブルに巻き込まれた、又は貧困に陥つたならば、そしてもしも彼がそれによって生きていくことが可能となるものが何もなかつたら、そしてそれが彼自身の愚かさの故でなかつたら、彼は毎週、共同の基金箱から 10½d. を彼の生計の維持のために受け取るべきこと。」との規定が定められた。毛織物商の救済金は、1371 年に週 16½d., 1418 年に 3 カ月毎に 13s. 4d. とされたが、かつて監事を務めたことのある者は週 14d. と優遇された。<sup>13)</sup>

14世紀末、クラフト・ギルドが国王から法人格付与の特許状を与えられ、王権による統制が強化されるようになってから後、次第にフラタニティ的な宗教・社会的規定が盛り込まれるようになつた。1418 年の毛織物商の規約では、先ず「Cornhill の St. Michael 教会において、フラタニティの生者と死者のすべてのために歌唱する 2 人の司祭を維持すべきこと。灯明を護持すべきこと。そして、St. Mary 教会でのミサと葬儀に出席すべきこと。フラタニティの何人かが死亡した時には、監事は埋葬・葬儀に来るべく成員を召集すべきこと。その葬儀が終るまでいること。違反には 4d. が科されること。」との宗教的な規定が定められた。そして、

「Draper's Hall での晩餐会ないし宴會に出席し、晩餐の費用 2s., 四季税 12d.などを支払うこと。その晩餐会で次年度の 1 人の組合長と 4 人の監事を選出すべきこと。」など集会、役員選出、リヴァリーなどの規定に統いて、「もし、7 年間フラタニティの成員であり、評判の良い何人かが、たまたま貧困に陥った、または病気になったら、その者がかつて監事であったなら週 14d. を、そうでなかつたら年 4 回、1mark づつを監事は支払うこと。」との相互扶助の規定が定められた。<sup>14)</sup>

ほとんどのクラフト・ギルドでは、フラタニティ、即ちその宗教・社会的側面におけるギルドと、ミステリー、即ちその経済的側面におけるギルドと融合していたことは確かであった。

- 1) E. Lipson, op. cit., vol. 1. p. 351.
- 2) G. Unwin, Industrial Organization, pp. 28-9.
- 3) Letter Book. C. p. 79.
- 4) J. J. Lambert, op. cit., pp. 39-41.
- 5) Letter Book. G. p. 312.
- 6) Letter Book. G. pp. 208-9.
- 7) A. H. Johnson, The History of the Worshipful Company of the Drapers of London. vol. I, pp. 258-9.  
263. Oxford. 1914.
- 8) Letter Book. E. pp. 232-4. W. Herbert, History of the Twelve Great Livery Companies of London,  
Vol. I, p. 34.
- 9) G. Unwin, The Gilds and Companies, p. 96.
- 10) E. Lipson, op. cit., vol. I, pp. 342-3.
- 11) Letter Book. F. pp. 197-8.
- 12) Letter Book. G. pp. 187-8.
- 13) A. H. Johnson, op. cit., i. pp. 199, 268.
- 14) A. H. Johnson, ibid., pp. 262-272. こうした宗教・社会的側面を強調した規定に加えて、「徒弟の入会金は 6s. 8d. とすること。Westminster の歳市は 30 日、Bartholomew のそれは 3 日間をこえて販売してはならない。違反には 10 li の罰金を科すこと。St. Mary everey, 及び St. Bartholomew の歳市に同じ条件で行くことは合法である。フラタニティの何人もよそ者とよそ者の間のブローカーとなつてはならない。」との経済的な規定も定められていた。

## (6) おわりに

以上、ロンドンにおけるクラフト・ギルドの規約を通してギルドの相互扶助・慈善的側面をみてきた。クラフト・ギルドにおいては、従来その対内的平等、及び対外的独占の維持のための経済的機能が強調されてきた。しかし、それらの規約をみると、フラタニティ的な宗教・社会的機能、とりわけ貧困・病人に対する相互扶助の機能はクラフト・ギルドにおいても依然として重要な地位を占めていた。ただし、ミサ・葬儀への出席、司祭の維持といった宗教的側面は、1390 年代以降、国王による法人格付与の特許状が本格化するまでその規約からほとんど

姿を消していた。これはクラフト・ギルドが世俗的な都市政府に従属させられていたからであった。

1285年からの13年間、ロンドンは自治権を失い、ギルドに対するいかなる支配も行うことはできなかったが、1298年には回復し、それ以後ギルド規約の制定と公認が進んだ。規約は市の登録簿に記載するために市長と市参事会員に提出された。市政府は規約の承認権とともに修正・取消権をも持った。小袋製造工、ガラス工らの規約は、「以下の規約がそのミステリーの秩序と共同の安寧のために許されうることを市長と市参事会員へ請願」し、承認・制定された<sup>1)</sup>。選出された組合長は、毎年ギルド・ホールの市長の面前で宣誓することを義務づけられ<sup>2)</sup>、徒弟契約は都市当局に認可・登録されなければならなかった。組合長は、そのミステリーの規約違反を摘発し、市長、市参事会員に示さなければならなかった。「ロンドン市のすべてのミステリーは、…当該ミステリーの善良な人々の名誉、及び共通の利益のために、当該ミステリーにおいて、不正・不良な仕事あるいは詐欺行為がないよう、合法的に規制・統治されるべきこと。よって、各ミステリーにおいてそのミステリーの必要に応じて4人ないし6人を選出し、宣誓すべきこと。選出、宣誓した者は、上述の目的を合法的に遂行すべく、市長から全権力を付与されるべきこと。」との布告がしばしばだされた<sup>3)</sup>。刃物工の規約の、「市長、市参事会員の助言と刃物工の同意により、すべての刃物類の検査・分析を行うべく、若干の刃物工を選出すべきこと。彼らは違反品を市長、市参事会員の前にもたらし、そこで裁決がなされる。」との規定は多くのギルド規約に含まれた<sup>4)</sup>。違反に対する罰金の一部がギルドにも配分されたのは、ギルド役員が都市政府の役人としての機能を果たしていたことを示していた。

1394年の絹物商、金細工師をはじめとする、ギルド、ないしはフラタニティとして国王から法人格を付与されたリヴァリー・カンパニーでは、クラフト・ギルドとフラタニティが一体化し、その2つの要素が混じり合うことになった。

1) Letter Book. F. p. 197. G. p. 187.

2) Letter Book. D. p. 3.

3) W. J. Ashley, An Introduction to English Economic History and Theory, part II, p. 72. London, 1893.

4) E. Lipson, op. cit., vol. 1, p. 351.